

# 市民委員会資料

## 1 陳情の審査

(1) 陳情第114号 横浜方式による、保育園待機児童の解消に関する陳情

資料 保育所待機児童解消に向けた取組について

市民・こども局こども本部

(平成25年7月31日)

# 保育所待機児童解消に向けた取組について

## 1 本市の保育所待機状況・保育所整備実績

保育所入所待機児童数は、平成25年4月1日現在、前年より177人減少し438人となっています。

本市では、高まる保育需要に対応するため、平成23年3月には「第2期 川崎市保育基本計画」を策定し、平成23年度以降の3年間で4,000人を超える認可保育所の定員枠の拡大を図っています。

平成25年4月においては前年より1,505人の定員増、最近の3年間では、4,320人の定員増を図りました。

(表1)【3か年の待機児童数の推移】 (4月1日現在 単位：人)

区分	平成25年4月	平成24年4月	平成23年4月
利用申請者数	22,164	20,725	19,241
前年との比較	+1,439	+1,484	+1,209
入所児童数	19,399	18,074	16,630
前年との比較	+1,325	+1,444	+1,195
待機児童数	438	615	851
前年との比較	▲177	▲236	▲225
就学前児童数	80,909	80,547	80,380
前年との比較	+362	+167	+368

(表2)【3か年の保育所整備実績】

区分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
保育所数(各年4月現在)	221 箇所	203 箇所	180 箇所
保育所数対前年比(増)	+18 箇所	+23 箇所	+19 箇所
保育所定員	18,995 人	17,490 人	15,905 人
定員数対前年比(増)	+1,505 人 (+8.60%)	+1,585 人 (+9.97%)	+1,230 人 (+8.38%)

## 2 川崎市・横浜市の主な取組

川崎市の主な取組	横浜市の主な取組
国有地・県有地・市有地の活用	国有地・県有地・市有地の活用
民間事業者活用型保育所整備	民間保育所整備促進事業
民有地借上型保育所整備	民間保育所マッチング事業
川崎認定保育園の活用	横浜保育室の活用
子育てサポーター	保育コンシェルジュ
既存施設の増改築(建替え民営化を含む)	既存施設の利用
家庭保育福祉員(保育ママ)	NPO等を利用した家庭的保育事業

## 3 川崎市における具体的な取組

### 【認可保育所の整備】

- 国有地・県有地の無償転貸、市有地の無償貸付けによる整備
  - 市有地の他、国有地及び県有地を社会福祉法人に無償転貸して、保育所を整備するものです。(平成22年度～24年度の整備数：市有地 7 箇所・850 人、国有地 1 箇所・60 人)
- 民間事業者活用型保育所整備
  - 民間事業者が、既存建物の内部改修により1歳児定員からの保育所を整備するものです。(平成22年度～24年度の整備数：41 箇所・2,110 人)
- 民有地借上型保育所整備(平成23年度制度創設)
  - 保育所用地として土地活用を希望する土地所有者と、保育所の整備を希望する社会福祉法人のマッチングを行うものです。(平成24年度の整備数：4 箇所・260 人)
- 鉄道事業者活用型保育所整備(平成22年度制度創設)
  - 鉄道事業者との連携により、利用ニーズの高い駅周辺の鉄道事業者所有地に保育所を整備するものです。(平成23年度・24年度の整備数：3 箇所・170 人)

### 【認可外保育事業の推進】

- 「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づく各種事業の推進
  - 新たな客観的な基準による「川崎認定保育園」への認定と移行を図っています。
  - 認可外保育施設の特徴を活かしながら、保護者負担の軽減化を図ります。

### 【その他の主な取組】

- 指導監督体制の強化と保育の質の向上
  - 適切な運営の確保に向け指導監督と会計監査の充実を図っています。
- 幼稚園の預かり保育の推進
  - 幼稚園における預かり保育の推進が図られるよう市独自の補助の充実を図っています。
- 子育てに関する情報提供と子育て相談機能の充実
  - 区役所・支所に配置した「子育てサポーター」による情報提供とコーディネート機能の充実により、施設利用の促進を図ります。

## 4 新制度への対応に向けた取組

### 【今後の方向性】

平成27年度から開始が予定されている国の「子ども・子育て支援新制度」の動向を踏まえつつ、引き続き、認可保育所の整備、認可外保育事業等を推進し、保育の量的拡充・質の確保を図っていきます。

- 平成26年度内に策定する、平成27年度から5か年分の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づく、待機児童対策及び保育・幼児教育施策の総合的な推進
- 認可外保育施設の認可化等への検討
- 運営基準遵守のための指導監督(立入検査・基準遵守の勧告等)の充実
- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に係る利用者支援の推進

## 保育所の運営主体(川崎市・横浜市の比較)

(平成25年4月1日時点)

		民営保育所(指定管理園を含む)								民営計	公営	合計
		社会福祉 法人	公益財団 法人	学校 法人	株式 会社	有限 会社	NPO 法人	宗教 法人	個人			
川崎市	園数	82	3	5	68	1	4	1	0	164	57	221
	割合 (対・合計)	37.10%	1.36%	2.26%	30.77%	0.45%	1.81%	0.45%	0.00%	74.21%	25.79%	
				33.03%								
横浜市	園数	278	6	20	142	10	17	7	11	491	88	579
	割合 (対・合計)	48.01%	1.04%	3.45%	24.53%	1.73%	2.94%	1.21%	1.90%	84.80%	15.20%	
				29.19%								